

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、健全な経営の基礎となるコンプライアンス体制、リスク管理体制、適正な経営の意思決定と効率的な業務執行体制の充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジェイテクト	7,894,888	44.93
サッポロプロレシジョン株式会社	526,000	2.99
シミズ精工株式会社	460,000	2.62
三井住友信託銀行株式会社	414,000	2.36
HIC共栄会	394,440	2.24
光洋熱処理株式会社	356,200	2.03
ダイベア従業員持株会	322,057	1.83
日本生命保険相互会社	292,000	1.66
株式会社天辻鋼球製作所	230,000	1.31
株式会社りそな銀行	200,000	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社ジェイテクト (上場: 東京、名古屋) (コード) 6473

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、少数株主の利益を損なうこととなるような取引は行わない方針で臨んでおります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、当社の親会社である株式会社ジェイテクトの企業グループに属しておりますが、取締役会が業務執行の監督機関として機能しており、経営の独立性は確保されております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑木 肇	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑木 肇	○	平成27年6月、社外取締役就任	当社に対し独立性を有しており、公認会計士としての専門的な知見を当社の経営に反映していただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門の3者は、相互に監査計画、監査の方法及び結果を共有しており、また監査全般に関する事項について適宜会合を開催し、意見交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川西博美	他の会社の出身者			△				△		△				
荒木恵司	他の会社の出身者			○				○		○				
岩井 泉	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川西博美		・平成25年6月、社外監査役就任	豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。
荒木恵司		・平成26年6月、社外監査役就任 ・現株式会社ジェイテクト常務執行役員	豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。
岩井 泉	○	・平成27年6月、社外監査役就任 ・現伊藤忠ロジスティクス株式会社社外監査役	当社に独立性を有しており、弁護士としての専門的な知見を当社の監査に反映していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績及び評価に基づき報酬等を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告への記載内容の概要は下記のとおりであります。
取締役及び監査役の報酬等の額
取締役 7名 114,020千円
監査役 4名 23,530千円(うち社外監査役 4名 23,530千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬等の最高限度額を決定しております。また、当社の定める一定の基準に従い、各取締役の報酬等の額は取締役会により決定し、各監査役の報酬等の額は監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外監査役である常勤監査役及び取締役が、他の社外監査役及び社外取締役に對し適宜情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っています。

また、3名の社外監査役が、監査役会で定めた監査方針及び実施計画に従って監査活動を実施し、この監査役監査機能と会計監査人のよる会計監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的あるいは必要に応じて随時会合をもち、それぞれの監査計画と結果について情報の共有を図りながら、効果的かつ効率的な監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性の確保や経営監視機能の充実・強化が図れるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日及び準集中日を回避して開催しています。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信等を掲載しています。 当社ホームページURL: http://www.daibea.co.jp	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「経営理念」、「企業行動規準」に規定し、ホームページに掲載しております。 http://www.daibea.co.jp/csr/daibea.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社長が議長を務める「CSR委員会」を設置し、「経営理念の実現」、「CSR活動によるリスクのコントロール」という使命を果たすために活動を推進しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、取締役会において次のとおり決議しております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) CSR方針(経営理念・企業行動規準・取締役倫理規則・社員の行動指針)等を、全ての取締役及び従業員に周知し、法令・定款等に則って行動するよう徹底します。また取締役に対しては、役員研修等の場において、役員法令ハンドブックを用い、役員に課せられた義務と責任や適用される法令・ルール等について教育します。
 - (2) コンプライアンスに関する重要課題と対応について、取締役等からすでにCSRオフィサーを任命し、コンプライアンスを含めCSRについて年2回の点検を行い、部門長を通じて各機能・事業部門のコンプライアンスの啓発・点検を行ないます。これらCSRオフィサーによる点検結果等、コンプライアンスプログラムの取り組み実績をCSR委員会で報告・審議し、反省点を次年度の計画に反映します。
 - (3) 内部監査については、トップ直轄の監査室が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性を監査し、その結果を代表取締役へ報告することで監査の独立性を確保します。
 - (4) 企業倫理に関わる通報は、社内外に設置する企業倫理相談窓口を通じて受け付け、通報者の利益を保護しつつ、未然防止と早期解決を図ります。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、その保存・管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、適切に保存・管理します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 予算制度・稟議制度等により、組織横断的な牽制に基づいた業務の執行を行い、重要案件については社内規程に基づいて取締役会等の役員会議体及び全社登録会議体へ適時適切に付議します。
 - (2) CSR委員会が策定する方針・指示に基づき、各担当部署がリスク管理をし、内部監査部門・専門部署が監査活動を実施します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行上の意思決定は、取締役会・経営会議で構成する役員会議体に加え、組織横断的な全社登録会議体において、適切な相互牽制のもと総合的な検討を経て行います。
 - (2) 取締役は、業務分掌規則・稟議規則等で定められた役割分担等に基づき、指揮・監督します。
 - (3) 毎事業年度の期初に策定される会社方針は、即時に全社へ周知徹底を図ります。また各部門単位で会社方針に基づいた年度実施計画が策定され、その達成進捗状況を定期的に点検する方針管理制度を採用します。
- 5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) CSR方針(経営理念・企業行動規準・取締役倫理規則・社員の行動指針)等を当社子会社等へ展開します。
 - (2) 子会社等は、当社の指針に基づき、定期的にコンプライアンス点検を実施し、法令遵守を徹底します。
 - (3) 子会社管理について、当社における関係部署の体制と役割を明確にし、事業軸及び機能軸の両面から子会社等を指導・育成します。
 - (4) 事前協議に関するルールに基づき、子会社等の経営・事業活動を適切に管理・監督し、子会社等の業務の適正性・適法性を確認します。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が協議します。
- 7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフを置く場合は、その独立性を確保する体制をつくります。
- 8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、その担当に係る業務執行について、適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、定期・随時に、監査役に業務の報告をします。
- 9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会・経営会議等の主要な役員会議体及び業務主要会議には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧及び会計監査人との定期・随時の情報交換を確保します。
 - (2) 経営トップとの定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、不当要求、組織暴力、犯罪行為等を行う反社会的勢力・団体に対して、会社組織として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しています。

当社の、反社会的勢力排除に向けた整備状況は以下の通りです。

- 1) 遵法精神に基づく適正な取引の推進状況
取引先との反社会的勢力排除に関する契約書・覚書の締結を推進
- 2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
 - (1) 対応統括部署：総務部
 - (2) 不当要求防止担当部署：各事業場の総務担当部署
 - (3) 必要に応じ、事業場間で速やかに情報展開を図るなど、会社一体となった対応を推進
- 3) 外部の専門機関との連携状況
 - (1) 警察本部の外郭団体が主催する連絡会等に参加
 - (2) 平素より警察本部、所轄署とも連携し、反社会勢力への対応に関する指導を仰ぎ、社内への注意喚起等に活用
- 4) 対応マニュアルの整備状況
不当要求対応マニュアルを作成し、被害の未然防止に向けた啓蒙活動を展開
- 5) 研修活動の実施状況

- (1)各事業場の不当要求防止担当部署へ反社会的勢力に関する情報を提供
- (2)被害の未然防止に向けた各種啓蒙活動を展開

Vその他

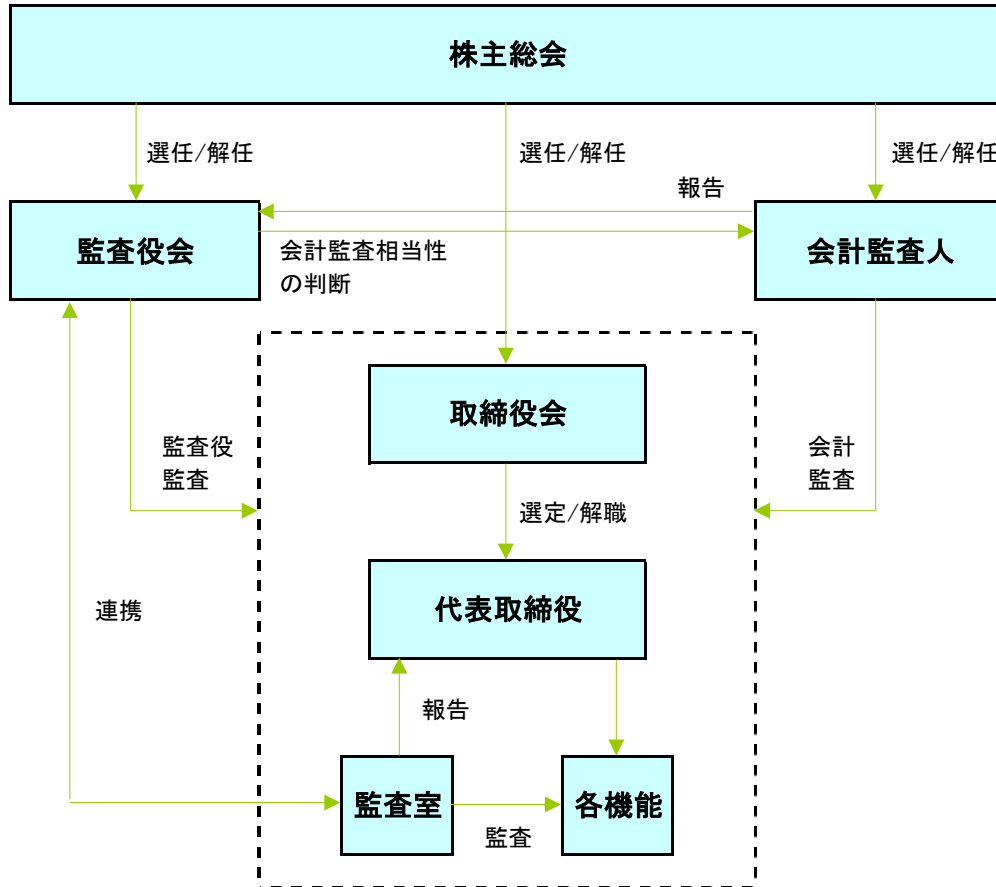
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」



「適時開示体制の模式図」

